

年金からの保険料の支払いに係る改善について

【改善前の内容】

- 市町村は、長寿医療制度における保険料について、原則として年金からの保険料の支払いをすることが法律上義務づけられている。
- ただし、災害その他の特別の事情があることにより、年金からの保険料の支払いの方法によって保険料を支払うことが著しく困難である方、その他政令で定める方※については、普通徴収によることとしている。
- したがって、法律上、年金からの保険料の支払いを被保険者ごとの完全な選択制とはできない。

※ 年金額が18万円未満の者 又は
長寿医療制度の保険料と介護保険料との合算額が年金額の1／2を超える者

<参考>高齢者医療確保法第110条において準用する介護保険法第135条第1項

第百三十五条 市町村は、高齢者医療確保法第百十条において準用する前条第一項の規定による通知が行われた場合においては、当該通知に係る被保険者(災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって保険料を徴収することが著しく困難であると認めるものその他政令で定めるものを除く。)に対して課する当該年度の保険料の全部(厚生労働省令で定める場合にあっては、その一部)を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該通知に係る被保険者が少ないと他の特別の事情があることにより、特別徴収を行うことが適当でないと認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。

【政府与党により決定された改善の内容】

年金からの保険料の支払いについては、下記の場合は、市区町村で手続きをいただくことにより、口座振替で支払うことができることとする。

- ① これまで2年間、国民健康保険の保険料の納め忘れがなかった方(本人)が口座振替で支払う場合
- ② 年金収入が180万円未満の方で、世帯主や配偶者が、本人に替わって口座振替で支払う場合